

浜松市風致地区内住宅生垣用苗木交付制度の概要

苗木の交付にあたっては、生垣を含む植栽が浜松市風致地区条例で定められた緑化基準を満たす必要があります。風致地区内行為許可を受けた緑化計画を変更しようとする場合は、事前に協議を行ってください。

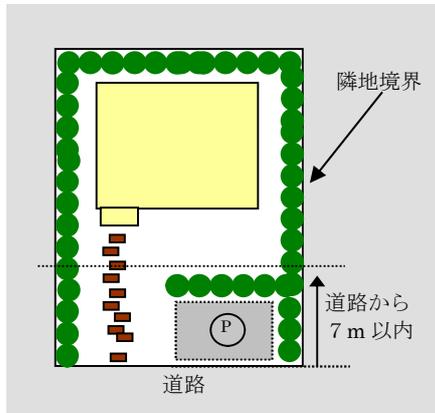
○生垣用苗木の交付対象となる場所

- ・風致地区内の戸建て住宅の敷地で、道路沿いから7mまでの部分と隣地との境界部分。

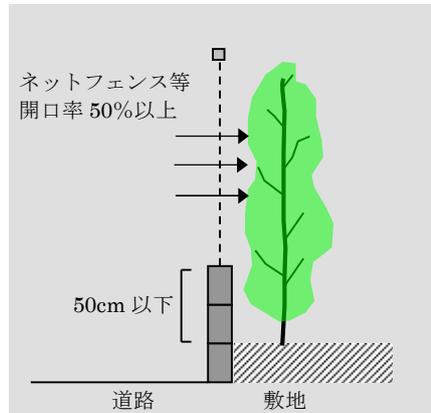
○交付対象となる生垣の条件

次のすべての事項を満たす生垣を設置してください。

- ・延長が連続して2m以上であること。
- ・1m当たり2本以上の苗木を植えること。
- ・道路から生垣を隠す工作物が無いこと。
※高さが50cm以下、もしくは開口率50%以上のネットフェンス等は可。
- ・生垣の健全な育成管理ができること。



■交付対象となる場所の例



■道路と生垣の間にネットフェンス等を設置する場合

○苗木交付数の上限

- ・1m当たり3本までとして、合計100本まで。※ただし、予算の範囲内で実施します。

○交付申請の受付期間

- ・事業実施年度の4月～1月末まで。
※10月以降に交付を希望する場合は、交付希望日の3ヶ月前からとなります。
※申請受付から交付まで1ヶ月半程度の時間がかかります。苗木の受け取り希望時期を考慮して申請してください。

○苗木の交付時期

- ・植樹適期の関係上、交付時期は事業実施年度の4月～6月、10月～12月、3月です。

○苗木の交付場所

- ・交付決定後、緑化推進センターみどり～な（中央区大塚町1876-1 ※浜松市中央卸売市場南隣）で苗木の交付を行います。

○提出書類

- ・申請時・・・交付申請書（第1号様式）、案内図、植栽計画図、現況写真、その他必要書類
- ・植栽完了後・・・完了報告書（第6号様式）、植栽完了後の写真
※風致の完了届とは別に苗木交付の完了報告書の提出が必要です。

制度の要綱、様式は浜松市ホームページからもご確認いただけます。

ホーム>くらし・手続き>環境>緑化>制度・取組み>花と緑の交付・助成制度

○交付する苗木の種類

次の樹種の中から選択してください。(複数の種類を選択することも可能)

アラカシ H=0.8m	イヌマキ H=0.8m	ウバメガシ H=0.8m
		
キンメツゲ H=0.5m	サザンカ H=0.8m	ヒイラギモクセイ H=0.8m
		
アカバナトキワマンサク H=0.8m	シロバナトキワマンサク H=0.8m	セイヨウイボタ (プリペット) H=0.5m
		
		※斑入りセイヨウイボタ (シルバープリペット) 含

【連絡先】浜松市役所緑政課

TEL 053-457-2565 FAX 053-457-2164

◆令和6年1月現在◆